

資料 2

平成30年度第2回三重県障害者自立支援協議会 概要

日時 平成31年2月15日（金）13:30～16:00

場所 三重県労働者福祉会館5階 第2教室

1 報告

（1）医療的ケア課題検討部会の取組状況について

医療的ケア課題検討部会で取組を進めている医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域における連携体制の構築について、今年度の検討状況を部会から報告し、情報共有を図るとともにご意見等をいただいた。

（委員から）

- ・医療的ケアが必要な方の急な預かりは医療型短期入所だけでは難しい。そうした場合に対応できるように、相談支援専門員が医療機関のソーシャルワーカーとうまく連携していくことよい。
- ・医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築において、各地域のネットワークに医療に強い人が加わり、アドバイスをくれるような体制ができると障がい者や家族、支援者にとってもありがたい。

（2）人材育成検討部会の取組状況について

人材育成検討部会で取組を進めている障がい福祉従事者に求められる人材の育成のあり方について今年度の検討状況を部会から報告し、情報共有を図るとともにご質問をいただいた。

（委員から）

- ・国の研修内容が見直されるなか、来年度のサービス管理責任者研修のうち実践研修はどういった人が受講対象となるのか。

（3）平成29年度障害者虐待の状況について

平成29年度の障害者虐待の状況を報告し、情報共有を図るとともにご質問をいたしました。

（委員から）

- ・虐待の通報や相談はどのような人がしてくるのか。

2 議題

（1）精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会の取組状況及び要望について

個別課題別会議の精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会における取組の状況と同会からの提案を報告し、情報共有を図るとともにご意見等をいただいた。

（委員から）

- ・精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会からの、入院中の精神障がい者のヘルパー利用の提案が協議会で認められた場合、来年度、県の施策に反映できるのか。
- ・提案のような持ち家のある人の地域移行はそれほど問題にならない。今病院で困っ

- ているのは帰る場所のない人なので、そうした人が住む場所を確保してほしい。
- ・介護保険でもグループホームに入れない人が問題になっている。障がい者、高齢者とそれぞれで課題を検討するのではなく、一緒に考えていいかないといけない。
- ※ 当該提案については、近畿府圏障害福祉主管課長会議を通じて障害福祉サービスに係る報酬体系に位置付けてもらえるよう国に要望していくこととなった。

(2) 地域の相談支援体制の課題と対応について ～利用者視点の相談支援体制を構築するために～

前回の協議会において、相談支援におけるコーディネーターの必要性や、基幹相談支援センターなど相談支援に関わる方に対する人材育成、相談支援体制の整備についての情報交換や話し合いの場の設定などについて、ご意見をいただいたが、今回も引き続き、ご意見をいただけなかった委員の方を中心に、利用者視点の相談支援体制を構築するためのご意見をいただいた。

(委員から)

- ・圏域単位での地域生活支援拠点の整備に向けて検討を進めているところであるが、計画相談支援における加算要件については、周辺市町と基準が違うこともあり、県内で統一した基準があるとやりやすい。
- ・地域生活支援拠点は、四日市圏域のように圏域単位で整備を進めているところもあるが、あまりに広い圏域は住民性の違いなどもあり、取りまとめが難しく、市町単独で考えた方がよいのではないかと思う。
- ・基幹相談支援センターなど相談支援に関わる立場からは、利用者の日常生活のなかの困りごととして地域から上がってくる声を何らかの形で解消していくしくみを作っていくよい。提案のあった精神障がい者の入院中のヘルパーの利用についても制度として要望してもらいたい。
- ・介護サービスに関わるケアマネージャーなどは、障がいについてはよく知らないよう思う。基幹相談支援センターが地域包括支援センターとうまく連携していくことを期待している。
- ・利用者のニーズにどのように対応していくか、基幹相談支援センターで取りまとめるのは難しく市町の協力がいる。市町で土台を考えて、地域の協議会で検証をしていくことが必要だと思う。
- ・基幹相談支援センターが障害福祉サービスの事業所や行政とうまく連携をとってやっていこうとするとセンターを受託した1法人の力だけでは難しい。医療的ケアのように多職種によるチームやスーパーバイズできる人材の確保が必要であり、適切な人材を集めていくことを検討してもらえるとありがたい。
- ・地域包括支援センターでは、委託元の行政から同じ職員に長くやってもらいたいと言われるが、法人としては職員にはいろいろな職種を経験してもらってキャリアアップしてもらいたいと思う。最近、介護を希望する若者が減っており、高齢者や障がい者などの枠をとつて一本化して人材を確保していかないと介護人材がいなくなってしまう。

平成30年度第2回三重県障害者自立支援協議会 事項書

日時：平成31年2月15日(金)13:30～16:00

場所：三重県勤労者福祉会館5F 第2教室

1 あいさつ

2 報告

(1) 医療的ケア課題検討部会の取組状況について【資料1】

(2) 人材育成検討部会の取組状況について【資料2】

(3) 平成29年度障害者虐待の状況について【資料3】

3 議題

(1) 精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会の取組状況及び要望について【資料4】

(2) 地域の相談支援体制の課題と対応について
～利用者視点の相談支援体制を構築するために～【資料5】

4 事務局連絡事項

5 閉会のあいさつ

平成30年度三重県障害者自立支援協議会委員

	氏名	区別		所属
1	吉村 賀世子	相談支援	精神	医療法人社団橘会 多度あやめ病院
2	中村 弘樹		3障害	障がい者総合相談支援センターそういん 障害者就業・生活支援センターそういん
3	堀口 佳子		知的	三重県自閉症・発達障害支援センター れんげ
4	高村 純子		身体	独立行政法人国立病院機構三重病院 重症心身障害児者相談支援
5	森 由美		身体	三重県身体障害者総合福祉センター
6	豊田 悅子	サービス事業者	身体・知的	社会福祉法人朋友 アクティブ鈴鹿
7	池田 修一		身体・知的	社会福祉法人聖マッテヤ会 障害者支援施設聖マッテヤ心豊苑
8	中川 義文		障害児	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会 鈴鹿市療育センター
9	水井 正幸		精神	社会福祉法人友睦 工房T&T
10	藤波 恵子	保健医療	-	公益社団法人三重県看護協会 ナーシングビルなでしこ
11	越知 ひとみ	教育	-	特別支援学校教頭会(杉の子・石薬師分校)
12	山本 容江	企業	-	ヤナセメディケアグループ
13	高尾 和宏	団体	-	小規模福祉施設協議会(工房やまの風)
14	種村 奈代子	障がい者 当事者		ピアサポートみえ
15	伊藤 久美子			スタジオ・ピア
16	水谷 友香			特別支援学校 聖母の家学園
17	田中 敦	行政	-	四日市市健康福祉部障害福祉課
18	藤川 健		-	玉城町保健福祉課
19	長友 薫輝	学識	-	三重短期大学 生活科学科
20	市川 知律	その他	-	有限会社 With A Will

スーパーバイザー

	氏名	圏域	所属
1	中村 弘樹	桑員	障がい者総合相談支援センターそういん 障害者就業・生活支援センターそういん
2	田中 宏幸	四日市	田中宏幸社会福祉事務所
3	中川 義文	鈴鹿・亀山	鈴鹿市療育センター
4	市川 知律	津	有限会社 With A Will
5	天満 衛	伊勢志摩	ふくし・くらしグループ合同会社
6	市川 知恵子	伊賀	社会福祉法人名張育成会
7	森 徹雄	伊賀	社会福祉法人名張育成会

事務局

	所属	電話番号
1	子ども・福祉部障がい福祉課 生活支援班	059-224-2215
2	子ども・福祉部障がい福祉課 サービス支援班	059-224-2266
3	子ども・福祉部障がい福祉課 社会参加班	059-224-2274
4	医療保健部健康づくり課 精神保健福祉班	059-224-2273
5	障害者相談支援センター 地域支援課	059-236-0403
6	こころの健康センター	059-223-5243

資料 1

報告

医療的ケア課題検討部会の取組状況について

三重県障害者自立支援協議会への報告（医療的ケア課題検討部会）

平成31年2月15日

1 開催状況

※平成30年9月4日（火）開催予定であったが、台風接近のため中止とした。

第1回

日時：平成31年1月31日（木） 14:00～16:00

場所：三重県合同ビルG201会議室

委員出席状況：1名欠席

2 委員構成

- ・当事者家族 奥田恵美 氏
- ・市立四日市病院 医療ソーシャルワーカー 岡香織 氏
- ・独立行政法人国立病院機構三重病院 医療ソーシャルワーカー 高村純子 氏
- ・三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター センター長 岩本彰太郎 氏
- ・特定非営利活動法人自立生活センターCIL・ARCH 代表 畠中忠 氏
- ・社会福祉法人聖マッテヤ会 理事・施設長 池田修一 氏
- ・四日市市 健康福祉部健康づくり課 保健師 杉浦真衣 氏
- ・訪問看護ステーション福寿草 管理者 伊藤朋子 氏
- ・三重県立特別支援学校北勢きらら学園 教諭 米本俊哉 氏
- ・障がい者総合相談支援センターそういん センター長 中村 弘樹 氏（新委員）
- ・済生会明和病院なでしこ 指導主任 青木 哲也 氏（新委員）

3 検討内容

下記のとおり協議を行った。

＜第1回＞

（1）平成29年度医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業における「当事者向けアンケート」の結果について（受託者による報告）

【委員意見抜粋】

- ・摘便、座薬投与、褥瘡管理等も重要な医療的ケアであり、家族もしくは看護師しかできない行為でもあるので、医療的ケアを議論するうえでは、これらの行為にも目を向けてほしい。
- ・「介護者が急に介護ができなくなった場合に代わりを頼める人がいない」「在宅で生活するにあたっての不安や悩みの大きな一つに、介護者の健康状態がある」というアンケート結果は、レスパイトができないという課題もある。特に、吸痰や胃ろうといった医療的ケアがあると短期入所ができないことが多い。一方で、病院の「地

域包括ケア病棟」でレスパイトができるケースが出てきた地域もある。

- ・アンケート結果から、当事者家族として普段感じている思い（日中の預け先がない。急な場合の短期入所がない）を、他の方も同じように持っているのだと分かった。
- ・普段の生活ではなかなか情報が入ってこない。情報が得られやすくなるとよい。
- ・現状では相談支援専門員による計画相談においてアドバイスをもらえることがないと言う保護者が多いので、我が子に関するプロの意見を聞けるようになるとよい。

（2）平成30年度医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業について

【委員意見抜粋】

- ・4つの地域ネットワークが構築され動いている。全国を見ても、三重県以外にここまでできているところはない。
- ・「医師・看護師による出張型研修（医療的ケアの技術研修）」をきっかけにして、医療的ケア児・者の受入につながる可能性のある事業所も出てきている。

（3）平成31年度当初予算要求状況について

- ・医療的ケア児・者コーディネーター養成研修について
- ・地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能について

【委員意見抜粋】

- ・スーパーバイズ（＝アドバイス+コンサルテーション）チームについては、厚生労働省の科学研究事業も活用し、チャレンジしていきたい。医療（医師、看護師）と福祉（相談支援専門員）のチームでコンサルテーション（＝地域診断+社会資源の開発）を行っていく取組は、4つの地域ネットワークが構築されている三重県でしかできない取組である。
- ・サービス等利用計画の「等」に入る医療や公的サービスとして存在しないものに関して、スーパーバイズチームがうまく介入すると、相談支援専門員による支援の幅が拡がるだろう。
- ・医療的ケア児・者に関して三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターに講師をお願いしている講義は、相談支援専門員だけでなく、サービス管理責任者にも是非知っておいていただきたい内容である。（現在、当該講義は、相談支援従事者初任者研修の相談支援専門員のみ受講部分と相談支援従事者現任研修で実施している）

4 今後の検討予定

来年度も医療的ケア児・者に係る「協議の場」として引き続き開催し、医療的ケアを必要とする障がい児・者の施策について議論を行う。

以上

H30医療的ケアが必要な障がい児・者（※）の受け皿整備事業（1）～（3）

（※医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・者、遷延性意識障がい児・者を含む）

（1）医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業（①、②を委託）



障がい福祉課 平成31年度当初予算要求状況

(1)【新規】医療的ケア児・者コーディネーター養成研修事業

医療的ケア児・者の支援を適切に行い総合調整する者（医療と連携ができるスキルをもった相談支援専門員等の「医療的ケア児・者コーディネーター」）を養成することにより、医療的ケア児・者の地域生活支援の向上を図ります。

(2)【一部新規】医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域連携・人材育成事業

①【リニューアル】医療的ケア児・者の地域ネットワークへの側面的支援

4つの地域ネットワークにおける好事例や課題等を継続して協議する連携コア会議を開催するなどして、地域ネットワークを側面的に支援します。

②障害福祉サービス等事業所への医療的ケア技術スキルアップ研修

障害福祉サービス等事業所の看護師及び介護職員に対する喀痰吸引等の医療的ケア技術に関する研修を地域で開催します。

③【新規】医療的ケア児・者の地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能構築に向けた研修

地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能〔アドバイス機能（医療的ケア児・者コーディネーター等による計画相談等に対する指導・助言）及びコンサルテーション機能（地域診断、社会資源の開発）〕を構築するための研修を実施します。

(3) 医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入体制整備事業

障害福祉サービス事業所等が人工呼吸器・介護ベッドその他の医療機器等を購入する際の費用の一部を補助します。

(4) 喀痰吸引等実施介護人材確保事業

医療的ケア児・者が利用する障害福祉サービス事業所等における喀痰吸引等が実施可能な介護職員を確保するため、1号研修・2号研修を受講する際の費用の一部を補助します。

資料 2

報告

人材育成検討部会の取組状況について

人材育成検討部会

【人材育成ビジョン策定の経緯と現状】

- ・三重県では、平成 18 年度から現在に至るまで県主催の研修は直営で実施しています。
- ・当初は、県内の特定の民間事業所の方々に国指導者研修に行っていただき、そのまま伝達研修という形で研修を実施していましたが、平成 21 年頃から県の実情に合わせて研修を行うよう国の指導者研修の形が変わってきました。
- ・また、研修内容を国研修に行った講師まかせにすると質の担保などの課題があり、研修の中身を協議して進めていく必要性が出てきました。
- ・その中で、三重県の特別アドバイザーになっていた山梨学院大学竹端先生から、目先の事ではなく、中・長期的な人材育成を考えていくための人材育成部会の設置に関する助言をいただき、平成 21 年度に研修企画運営検討委員会準備会を立ち上げ、平成 22 年度には研修企画運営検討委員会を作り、その後徐々に発展させていきました。
- ・また、人材育成の中心的な理念として「本人中心」を掲げるにあたり、研修の企画立案にも障がい当事者の方々に参画をいただくべきではないかということになり、平成 22 年度から複数の障がい当事者の方々をオブザーバーとして招き、現在では研修委員として活動していただいている。
- ・その後、実施すべき研修の増加や計画相談の拡大に伴い、三重県として分野、職種を問わず貫いた理念を確立し、核となるスーパーバイザーのような地域で活躍できる人材を育て、地域に浸透させていくことが必要になってきました。また、各地域でも同じように人材育成をしていくなかで、方向性がバラバラにならないよう地域の中で指針になる、県として理念を持つことも必要でした。それらを目指すために、平成 26 年度、人材育成検討委員会において「人材育成ビジョン資料 1, 2」を策定し、第 4 期障害福祉計画（みえ障がい者共生社会づくりプラン）において県の重点施策として盛り込むことになりました。
- ・平成 27 年度には人材育成検討委員会を県自立支援協議会の部会として正式に位置づけるとともに、三重県の障害福祉従事者的人材育成ビジョンについて、部会の中で障害福祉計画の進捗管理とあわせて PDCA サイクルにより、定期的に見直しを行っています。

【H30 年度の取組状況及び、今後の予定について】

- ・平成 31 年 1 月現在、64 名が研修ファシリテーター（兼人材育成検討部会の研修企画 WG 委員）として活動しており、障がい当事者の方々も交え、官民共同で、相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修などの研修を企画運営しています。

→H30 年度の研修開催実績…**資料 3**

- ・人材育成ビジョンに掲げている「地域における OJT」や「相談支援体制の整備・強化」について、今般、国が示した研修プログラム改定の内容にも盛り込まれていることから、県の研修プログラム改定に合わせ、具体的な目標を盛り込み、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点整備が担う人材育成と連動させながら、一層推進していきます。

○研修プログラム改定について

<サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修>

H31年度から新カリキュラムに移行される見込み（参考①）

→本年度国指導者研修参加者を中心にWGの再編やカリキュラム改定に取組中

→分野別カリキュラムが統一されること、段階的にスキルアップを図ることができるよう基礎研修、実践研修に分けられ一定の実務経験を要件に加えたこと、更新制になり5年毎に更新研修を受講することができたことなど、大幅な改定であることから、要綱や講義・演習内容等について、運営委員会やWGメンバーと協議を重ねながら進めています。（平成31年度は基礎研修、更新研修を実施予定）

<相談支援従事者研修（初任、現任、主任）>

新カリキュラム移行が延期（参考②、③）

→次年度は現行どおりの実施

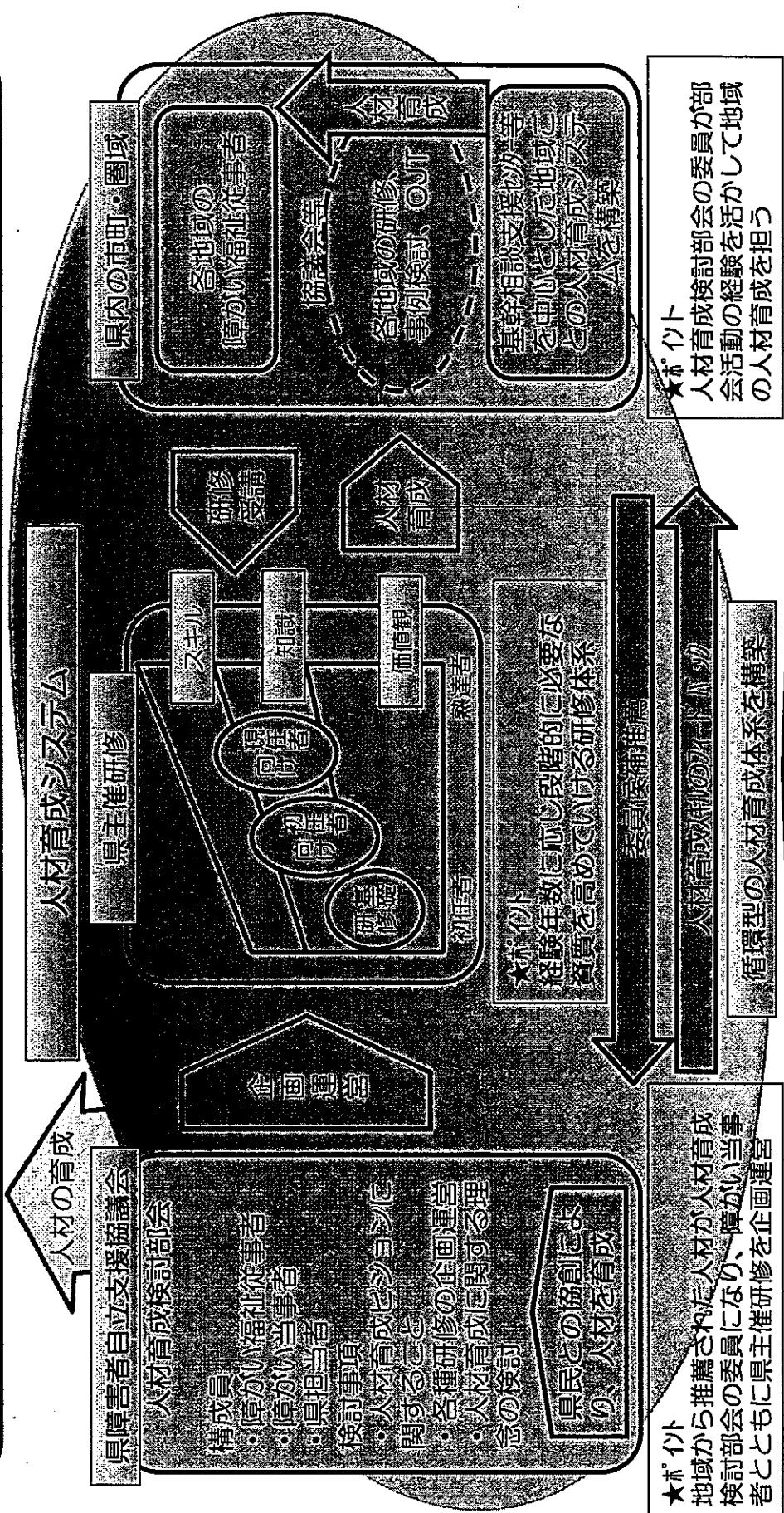
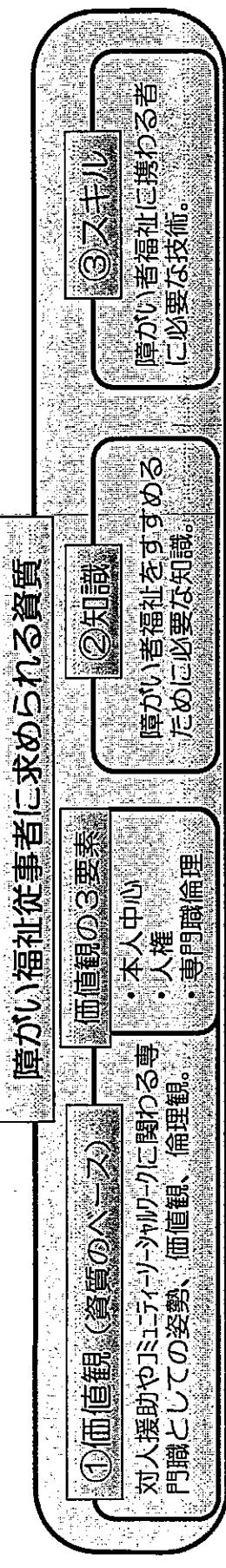
→新カリキュラムで先行実施する神奈川県や、国のモデル研修で具体的な講義・演習の情報把握に努めながら、プログラム移行が円滑に行えるよう素案作りを進めていきます。

→初任研・現任研ともにインターバル（地域でのOJT）を取り入れる見込みがあり、各圏域でOJTを行う体制づくりが急がれることから、運営委員やWGメンバーに加え、市町や基幹相談センター、各相談部会の方々も参画いただきながら、地域の相談支援体制と連動した研修改編に向け協議を始める予定です。

→新設の主任相談支援専門員研修については加算要件になっていることから、他府県と共に共催等も視野に入れながら、早急に実施できるよう検討していきます。

資料一

三重県障がい福祉従事者育成センター



本章著者自ら文書を撰議會人物成績評議會（文部省）に於ける氣血後論により、定期的にビュヨンの内容を介す。

三重県障がい福祉従事者 人材育成ビジョン (平成30年4月版)

三重県自立支援協議会

人材育成検討部会

1

＜目次＞

1. はじめに
2. 障がい福祉従事者に必要な資質とは
3. 人材育成システムについて
 - (1) 経験年数に応じた段階的な人材育成システム
 - (2) さまざまな研修機会の活用
 - (3) 地域における人材育成の充実
 - (4) 循環的な人材育成
4. 人材育成ビジョンの目標設定

2

1. はじめに

- ・平成18年の障害者自立支援法施行後、指定相談支援事業所における相談支援専門員の位置付けが制度化され、また、障害福祉サービス事業所等ではサービス管理責任者の配置が義務付けられました。これに伴い、相談支援専門員及びサービス管理責任者の育成を都道府県が担うことになり、三重県においても、ケアマネジメント手法による障害者支援技術を獲得するための研修を行うことになりました。
- ・三重県では、より効果的な人材育成を行うため、官民協働で研修の企画運営を行うために平成22年度に「研修企画運営検討委員会」を立ち上げました。

3

1. はじめに

- ・また、この「研修企画運営検討委員会」が元になって、平成24年度にはより長期的な視点で人材育成について協議するために、三重県障害者自立支援協議会の組織として、「人材育成検討委員会（⇒現・人材育成検討部会）」を設置しました。
- ・「人材育成検討部会」において、長期的な視点で計画的に人材育成を行うにあたっては、研修で伝えるべきポイントや、研修体系を整理した「人材育成ビジョン」が必要であるとの意見がまとまり、この度、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」を策定することになりました。

4

- ・この「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」は、三重県の障がい福祉従事者（※）に求められる資質を明らかにしたうえで、その資質を備えた人材を育成するための研修体系を整理したものです。
- ・このビジョンは、三重県自立支援協議会人材育成検討部会において、評価検討を行い、定期的にバージョンアップしていく予定です。

※ここでいう障がい福祉従事者とは、相談支援専門員やサービス管理責任者をはじめとする障がい福祉関係事業に携わっている支援者等を指しています。

5

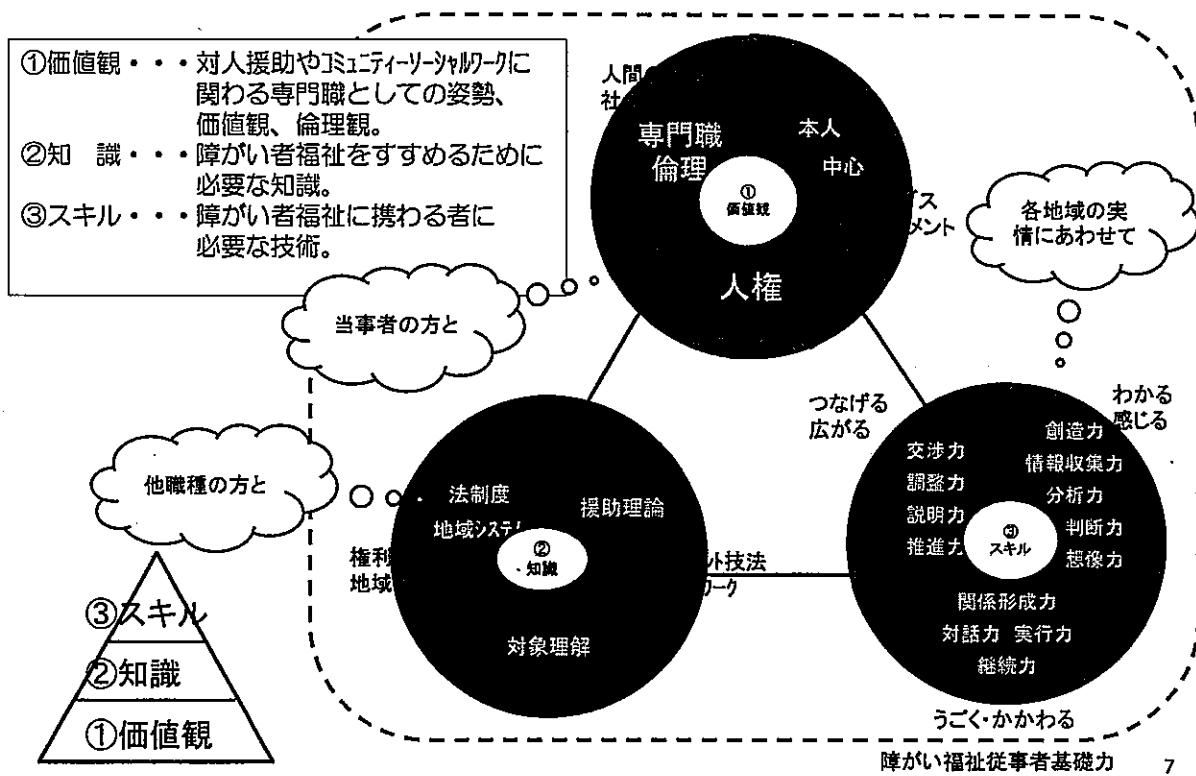
2. 障がい福祉従事者に必要な資質とは

- ・三重県では、以下に掲げる資質を備えた人材を養成していきます。

6

障がい福祉従事者に求められるものとは・・・

障がい福祉従事者に求められる資質を3つの枠組み（要素）に整理しました。



- ・三重県は、特に土台となる「価値観」、中でも「本人中心」の理念を大切にして人材育成に取り組んでいきます。
- ・そこで「価値観」についての考え方を以下のように整理しました。

★価値観・・・対人援助やコミュニティーサーフィン／ワーク に関わる専門職としての姿勢、価値観、倫理観

◎「価値観」に必要な3つの要素

- ・本人中心・・・人生の主人公として、本人自身が自己決定できるよう支援すること
- ・人権・・・リーザルワーカーとしての責務
- ・専門職倫理・・・障がい福祉従事者としての倫理

⇒初任者研修から丁寧に押さえる重要な視点

9

<「本人中心」を考えるうえで重要な視点>

本人が、自分の人生を自己決定できるように・・・



①エンパワメント

・・・一般状況と比べてパワレス状況にある人が、本人の意向にそって、支援者とともに能力の向上・社会環境の改善・個人と社会環境との調整という方法により、そのパワレス状況を改善していく過程。

②ストレングス

・・・その人が、元来持っている「強さ・力」に着目して、それを引き出し、活用していくこと。

10

<「本人中心」を考えるうえで重要な視点>

本人が、自分の人生を自己決定できるよう
に・・・



③意思決定支援（仮）

・・・すべての人に意思能力があるという前提のもと、周囲の人が本人の年齢にふさわしい情報や意思形成の場面を提供しながら、本人自身が意思を表明し、実行できるよう支援すること。

11

<「人権」を考えるうえで必要な視点>

障がい福祉従事者はソーシャルワーカーとして、障害のある人たちの権利を守っていく責務があります。



- ・ インクルージョン・・・全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合うこと
- ・ ノーマライゼーション・・・障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きること

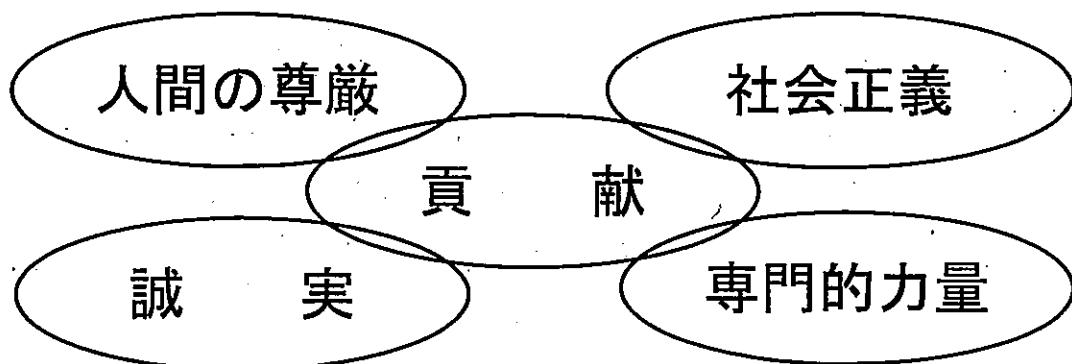
12

<「専門職倫理」とは>

障がい福祉従事者に求められる専門職倫理



- (参考) ソーシャルワーカー倫理要綱
(価値と原則)



13

- 価値観を土台として、知識やスキルについても、段階的に習得できるような研修体系を考えています。

★知識・・・障がい者福祉をすすめるために必要な知識。援助理論や法制度、対象者理解などが必要です。

★スキル・・・障がい者福祉に携わる者に必要な技術。感じる力、うごく力、つなげる力などが必要です。

14

3. 人材育成システムについて

- ・三重県では、求められる資質を高められるような人材育成システム（＝研修体系）を、「みんなで」作りあげていきます。

15

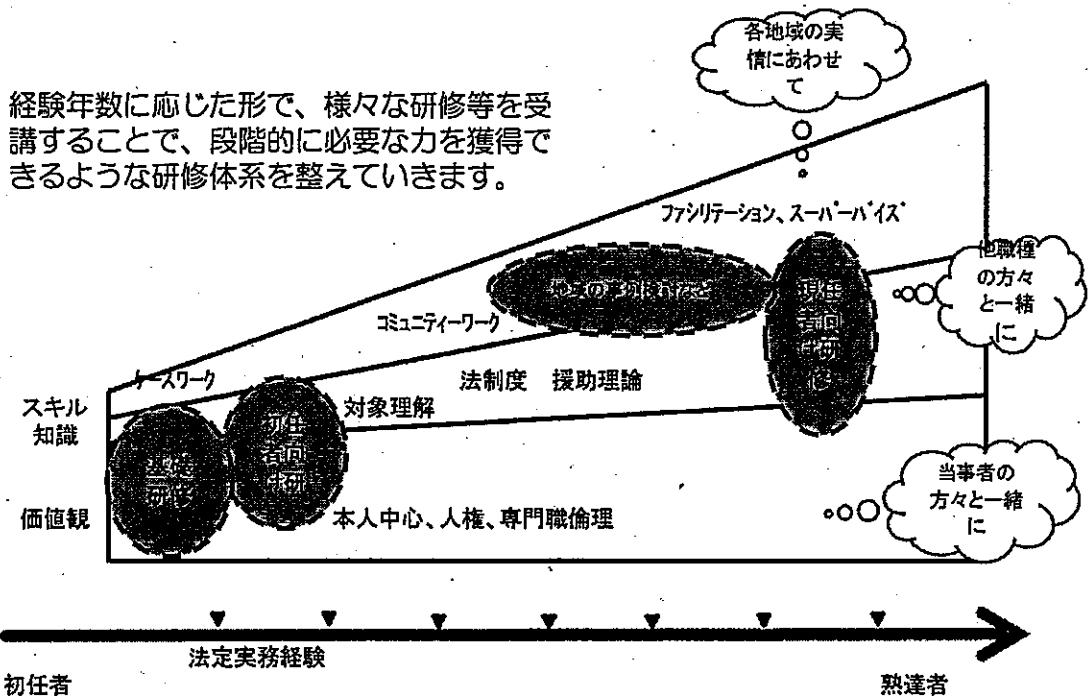
（1）経験年数に応じた段階的な人材育成システム

- ・障がい福祉従事者に求められる資質を「段階的に」高められる人材育成システムを整えていきます。

16

求められる力を高めていくための人材育成システム

経験年数に応じた形で、様々な研修等を受講することで、段階的に必要な力を獲得できるような研修体系を整えていきます。



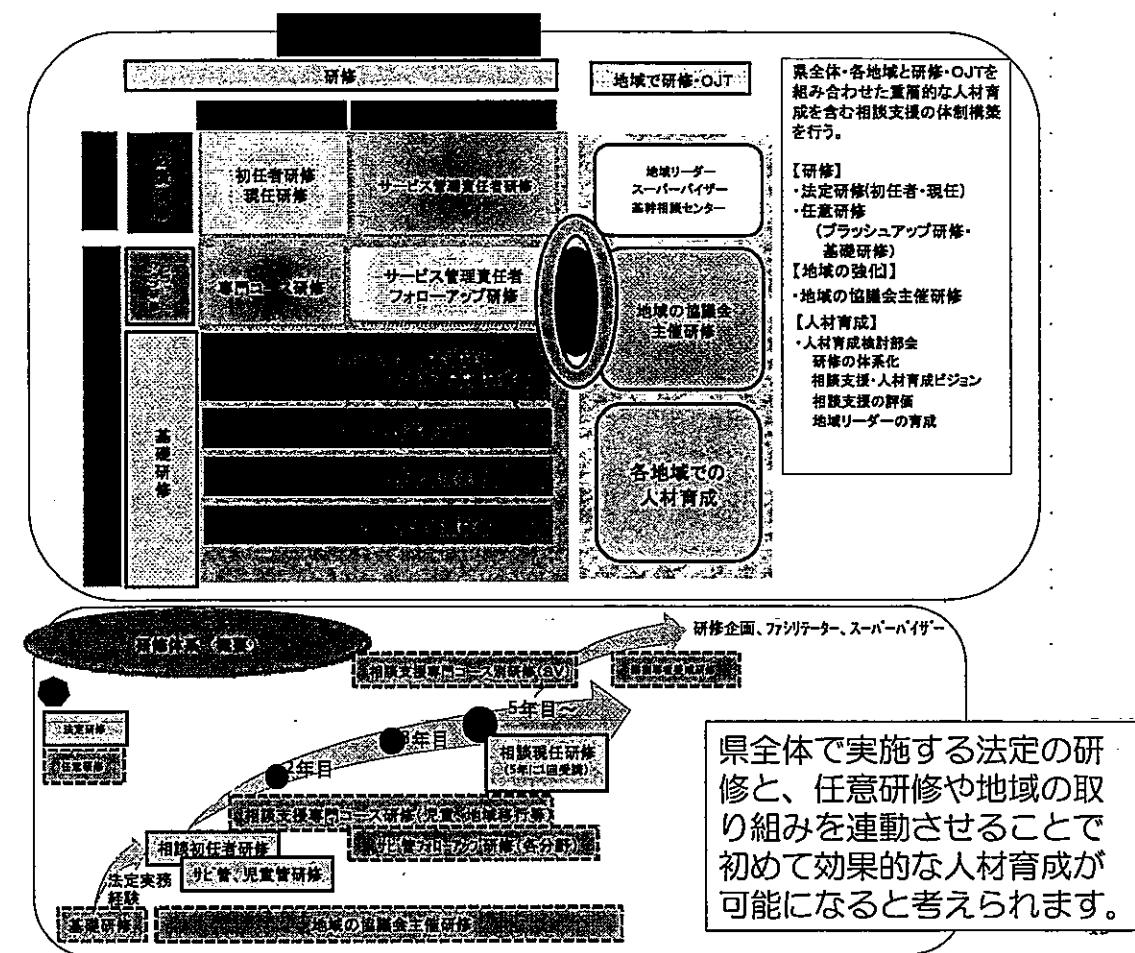
※ここでいう法定の実務経験とは、相談支援専門員やサービス管理責任者研修になるために政省令で定められた年数のことを指します。目安として直接支援や相談支援に従事した年数が5年以上の方が該当します。

17

(2) さまざまな研修機会の活用

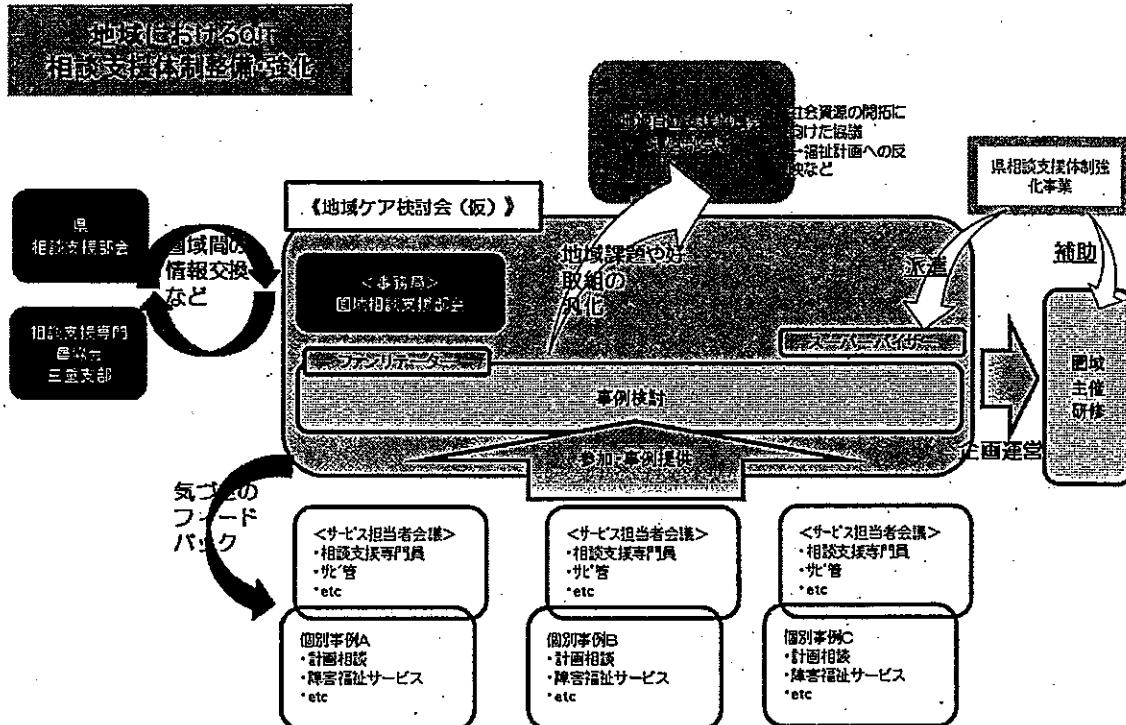
- ・県等が主催する法定の研修に加えて、任意研修や地域で企画運営される研修、OJT等を通して、資質向上を図ることができる体制を整えていきます。

18



(3) 地域における人材育成の充実

- 今後、経験年数を積み重ねた現任者の中から地域で人材育成を担える人材（＝地域リーダー）を養成していきます。それらの人材がファシリテーターとして、各地域の支援体制を充実、強化できるようにしていきます。



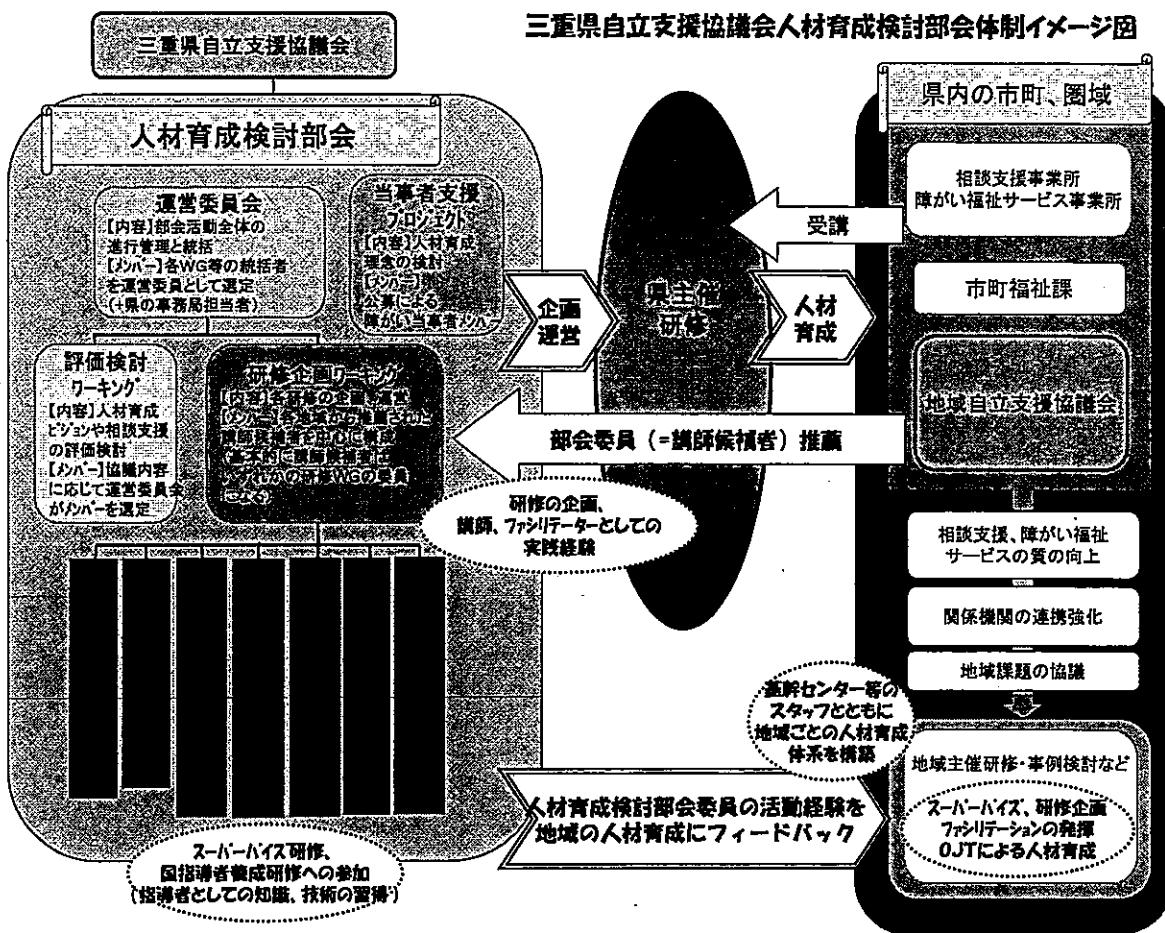
地域リーダーが基幹セツタ等のスタッフとともにアソシエーターとなって地域で事例検討等を重ねることで、効果的、実践的なOJTが行われることが期待されます。

21

(4) 循環的な人材養成

- 三重県は、人材育成を「みんなで」考えるために、「人材育成検討部会」を官民協働で設置、運営しています。
- 地域の協議会から推薦された人材が活動を通して人材育成に必要な資質を高めたうえで、それを地域に還元できるようにしていきます。

22



4. 人材育成ビジョンの目標設定 (平成30年度～平成32年度)

- ・三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンは、みえ障がい者共生社会づくりプランと連動して、平成30年度から平成32年度の3年間のスパンで実施することとし、定期的に評価、検討を行います。
- ・あわせてビジョン 자체の評価、検討も行い、適宜バージョンアップさせていきます。

◎今後の人材育成（H30～H32）

- 平成30年度

人材育成検討部会委員による各地域における人材育成
→圏域自立支援協議会部会、地域主催研修、事例検討会
等への参画

- 平成31～32年度

地域ごとの人材育成体系構築にむけての関与
→地域リーダーとして、効果的、実践的なOJTが行われ
るよう支援

研修会・会議名	期間	日付	修了者数
相談支援従事者初任者研修 (サビ管要件のための講義部分)	2日	7月24・25日	210
相談支援従事者初任者研修(講義・演習)	6日	7月24・25日/7月31日・8月1日 /8月27・28日	122

研修会・会議名	期間	日付	修了者数
専門コース別研修(アシリテーション・指導者研修)	PM	6月14日・27日	35
専門コース別研修(地域移行)	1日	10月10日	45

研修会・会議名	期間	日付	修了者数
相談支援従事者現任研修	3日	9月19・20・21日	142

研修会・会議名	期間	日付	修了者数
サービス管理責任者研修(共通講義)	1日	10月31日	259
介護分野	2日	11月13日・14日	66
地域生活(知・精)分野	2日	11月21日・22日	41
就労分野	2日	12月6日・7日	68
児童発達支援管理責任者研修	2日	12月13日・14日	63
身体分野	-	-	-

研修会・会議名	期間	日付	修了者数
強度行動障害支援者養成研修(講義)	1日	1月23日	330
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修①)	1日	1月24日	95
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修②)	1日	2月4日	
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修③)	1日	2月5日	
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)	2日	2月21・22日	

研修会・会議名	期間	日付	修了者数
虐待防止・権利擁護研修(共通)*委託実施	1日	1月9日	
虐待防止・権利擁護研修(市町コース)*委託実施	1日	1月31日	
虐待防止・権利擁護研修(事業所コース)*委託実施	1日	2月25日	

人材育成に関する検討委員会	
人材育成検討部会運営委員会	4/20 (PM)、3/14 (AM)
相談支援従事者研修(初任・現任)企画WG	コア会議 5/14 (AM)、6/20 (PM)、8/3 (PM) 8/10 (AM, PM) 全体会議 7/3 (AM)、10/24 (PM)
相談支援従事者研修(専門コース)企画WG	地域移行 8/3 (PM)、9/6 (AM)、10/5 (AM) 介護 8/31 (PM)、10/9 (PM) 地域生活 8/31 (PM)、9/25 (AM) 就労 8/17 (AM)、10/26 (AM) 児童 9/27 (AM)、10/16 (AM)、11/5 (AM) 共通 10/4 (PM) 新カリ 12/17 (PM)、12/18 (PM)
サービス管理責任者研修企画WG	9/26 (AM)、10/26 (AM)、12/10 (AM)
強度行動障害支援者養成研修企画WG	9/26 (AM)、10/26 (AM)、12/10 (AM)

研修会・会議名	期間
障がい当事者支援プロジェクト	全体会合 4/17、5/15、7/17、8/22、11/20 12/19、1/17、2/19 (すべてPM)
	地域開催 研修: 2/8 (伊賀くらし部会) 茶話会: 2/8 (はなの里)、2/16 (成美)

サービス管理責任者等の研修制度 の見直しについて

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について(現行)

(基準)

- サービス管理責任者については、障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置
 - ・療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援…利用者60人:1人
※利用者数61以上:1人に、利用者数が60人を越えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
 - ・グループホーム…利用者30人:1人
※利用者数31以上:1人に、利用者数が30人を越えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所等ごとに1名を配置

(経緯)

- サービス管理責任者については、平成18年に障害者自立支援法施行により、サービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられ、その養成研修としてサービス管理責任者研修が実施されている。
- 児童発達支援管理責任者については、平成24年に児童福祉法の改正により、サービス管理責任者と同様の者として位置付けられ、その養成研修として児童発達支援管理責任者研修が実施されている。

(現状)

- 平成18年度から平成28年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が148,347人、児童発達支援管理責任者研修が32,624人。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件】

一部講義及び演習は分野別に実施

実務経験

障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年)。

研修の修了

「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の一部を受講(11.5h)

「サービス管理責任者研修」「児童発達支援管理責任者研修」を受講(19h)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置

サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	特区 大阪・埼玉
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	3年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他業務訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導等	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	5年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員主任用資格者	5年以上	3年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上	3年以上

※1国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを行う。

3

児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を苦心のに支障がある者）又は障害児（児童規則法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		乳幼院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者	
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他業務訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導等	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	10年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)
		施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		学校に従事する者	
		児童福祉等に関する施設、事業に従事する者	
	③有資格者等	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)
		上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員主任用資格者	
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上

※1国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを行う。

4

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成の現状及び課題

- 現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めていない。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず受講者の質の担保が困難であることや、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されている。
(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)
- 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。
(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)
- 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。



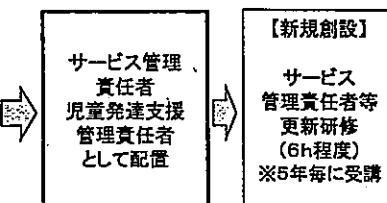
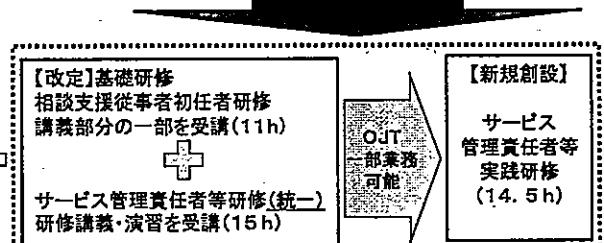
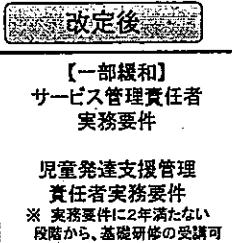
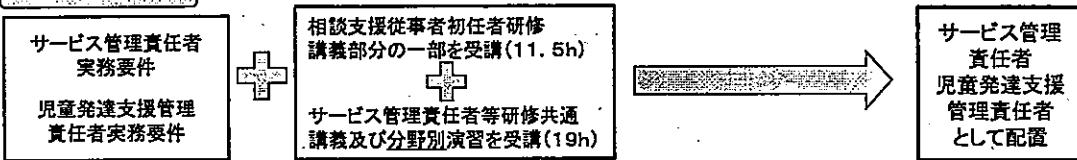
- 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施している厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発に取り組んでいる。

5

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年→8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】専門コース別研修(任意研修)

6

研修の位置付け

基準省令

- 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)
- 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)
- 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)
- 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)
(従業者)

- 指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、サービス管理責任者を配置する。
- 児童発達支援管理責任者 一以上

告示

- サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九二九厚労告五四四)
障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成二四・三・三〇厚労告ニニ七)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

- サービス管理責任者研修
- 児童発達支援管理責任者研修

→ 都道府県等による初任者及び現任研修は標準カリキュラム以上の内容で実施する。

7

国及び都道府県研修における新カリキュラムの移行について(案)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
告示等改定		告示等改定				
サービス管理責任者等	現行研修	Point 旧カリキュラム				
	基礎研修		新カリキュラム 確定部分伝達	新カリキュラム 伝達研修	新カリキュラム Point研修	
	実践研修 (更新研修)			新カリキュラム 伝達研修	新カリキュラム Point研修	
都道府県研修	現行研修	旧カリキュラムによる研修実施 (分野別研修)				
	基礎研修				新カリキュラムによる研修実施 (統一研修)	
	実践研修 (更新研修)				新カリキュラムによる研修実施 (統一研修)	

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表(案)

実施区分別研修時間数(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
講義	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

実施区分別研修時間数(見直し後)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
講義	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
講義	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

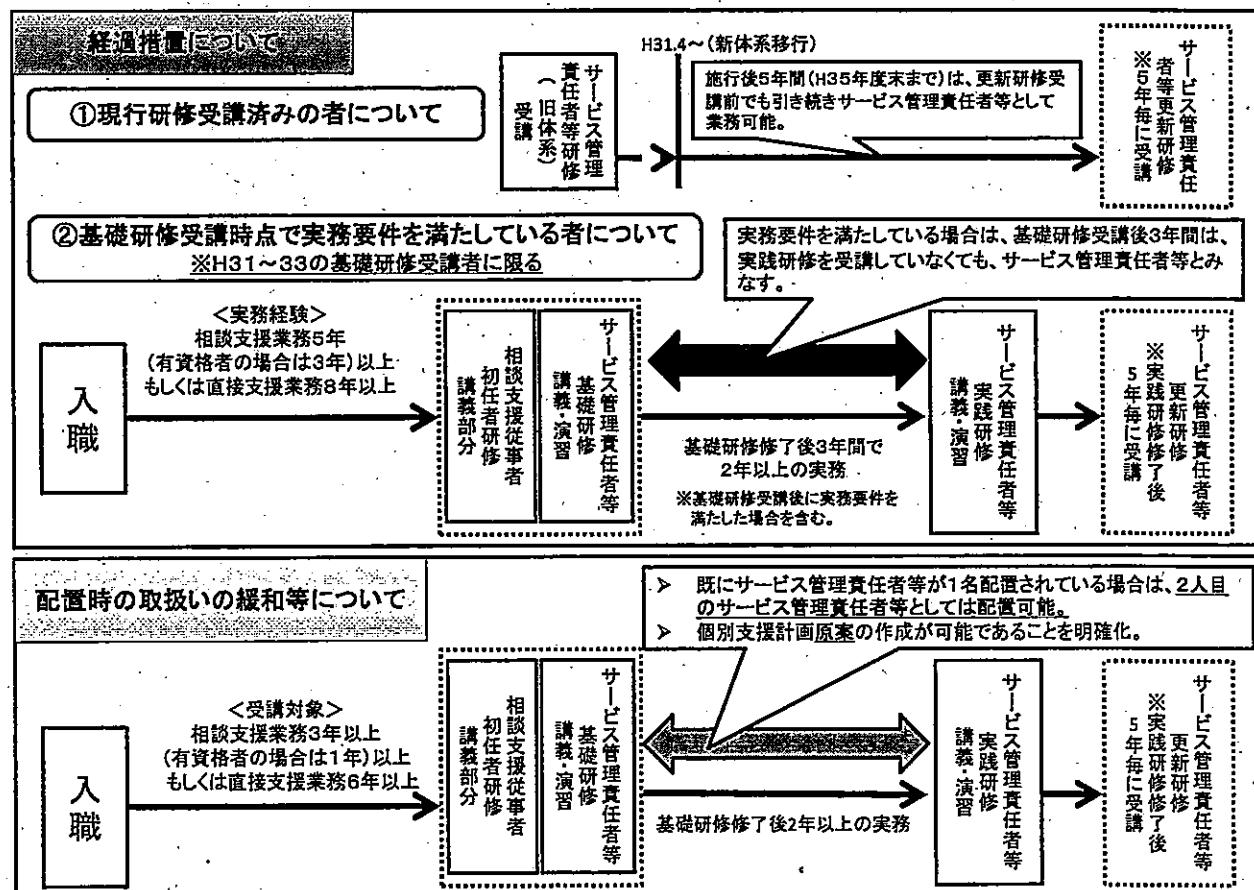
新設		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
演習	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
演習	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		13.5h

※ 実践研修は平成31年度の2年後より実施

※1 更新研修については、平成31年度から実施

※2 当面は1及び2もしくは1及び3の項目のみの実施でも可とする

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



相談支援専門員の研修制度の見直しについて

相談支援専門員について(現行)

(基準)

- 指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員を配置。

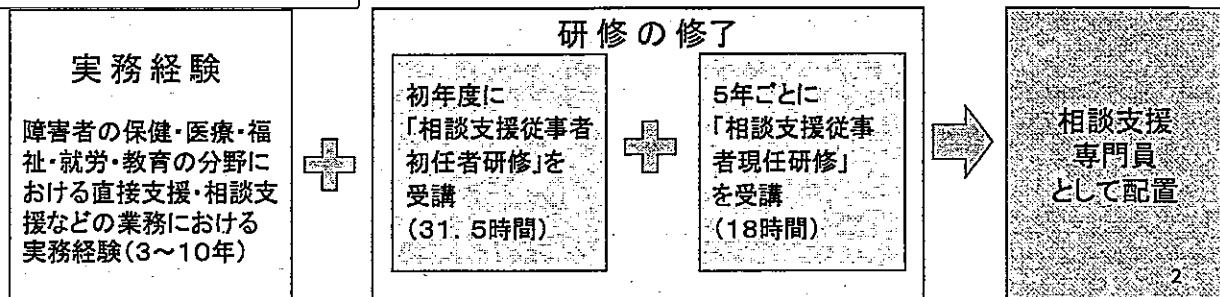
(経緯)

- 障害児（者）地域療育等支援事業等、補助事業による相談支援事業の担い手養成として平成10年より知的、身体、精神の障害種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。
- 平成18年施行の障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、その養成研修として障害者ケアマネジメント従事者養成研修を3障害を統一のものとして改定した相談支援従事者研修（初任者研修・現任者研修）が実施されることとなった。
- 平成20年には社会保障審議会障害者部会において地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障害児支援や地域移行支援等について専門コース別研修（任意研修）を新設し研修体制の充実が図られた。

(現状)

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 9,364箇所（平成29年4月1日現在）
- 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 19,083人（平成29年4月1日現在）

【相談支援専門員の要件】



相談支援専門員の実務経験

		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	③介護等業務	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	10年以上
		施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	
	③有資格者等	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	3年以上
	③有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

3

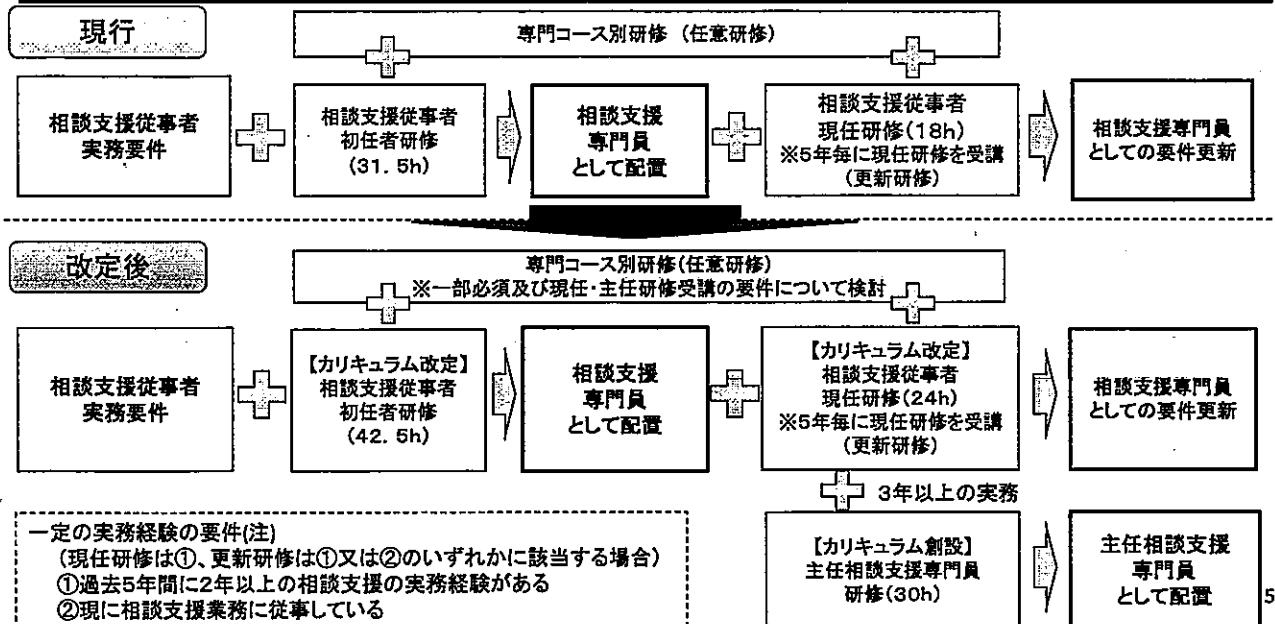
相談支援専門員養成の現状及び課題

- 各都道府県による相談支援専門員の養成に関しては、これまで各都道府県の研修の指導者等向けの相談支援従事者指導者養成研修を国において実施してきており、各都道府県による養成研修の質の向上を図ってきた。しかし、各都道府県の研修実施体制に差があり、研修内容の違いが大きくなったり質の差が広がっているという指摘がある。
- また、社会保障審議会障害者部会報告(平成27年12月)では、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援専門員の養成について以下の指摘がなされた。
 - 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しを行なべき。
 - 「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員等の研修カリキュラムの中にも位置付けるべき。
 - 指導的役割を担う人材(主任相談支援専門員)の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。
- さらに、「相談支援の質の向上のための検討会」における議論のとりまとめ(平成28年7月)では、人材育成の方策について以下のように提言されている。
 - 基本相談支援を適切に行える相談支援専門員の育成を基盤とし、計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う。
 - より幅広い問題解決能力を要する支援、地域への働きかけを伴う支援等、個々の能力や経験等に応じた段階的な人材育成が図られる仕組み作りを検討する必要がある。
 - これまで実施されている「初任者研修」及び「現任研修」のカリキュラムの更なる充実に加え、事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な人材育成が図られるよう、例えば次期研修までの間に実地研修(OJT)を組み込むべきである。
- 上記の指摘等を受け、現在求められる役割に対応できる相談支援専門員を養成していくための現行カリキュラムの見直し及び新たなカリキュラムの創設が必要となっている。

- 上記課題に対応すべく、平成28年～29年度において厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムの開発について取り組んできたところ。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を充実する。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(注)を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働く環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。



研修の位置付け

基準省令

指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二七)

指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二八)

指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二九)

(従業者)

- 一般(特定・障害児)相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を配置する。

告示

指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二六)

指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二七)

指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二五)

実務経験
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年)

初年度に
「相談支援従事者初任者研修」を修了
(31.5時間)

6年ごとに
「相談支援従事者現任研修」を修了
(18時間)

通知

相談支援従事者研修事業の実施について(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

- 相談支援従事者研修事業実施要綱

→ 都道府県等による初任者及び現任研修は標準カリキュラム以上の内容で実施する。

- 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム

- 相談支援従事者現任研修標準カリキュラム

- 専門コース別研修標準カリキュラム

相談支援専門員研修の告示別表(案)

初任者研修(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法も概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6. 5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
	合計	31. 5h

講義	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31. 5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—

現任研修(現行)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	2h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
	合計	18h

現任研修(現行)削減		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1. 5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1. 5h
	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
	合計	24. 5h

新設

主任用相談専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向と主任相談支援専門員研修修了者の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
	相談支援従事者の人材育成に関する講義・演習	13h
	地域援助技術に関する講義・演習	11h
	合計	30h

相談支援従事者初任者研修 標準カリキュラムの改定

現行	時間数
1 障害者総合支援法及び児童福祉法も概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	
障害者総合支援法の概要	3h
障害者総合支援法等における計画作成とサービス提供のプロセス	2h
相談支援の基本姿勢	1. 5h
2 ケアマネジメントの手法に関する講義	
障害者ケアマネジメント(概論)	2h
ケアマネジメントの実践	6h
3 障害者の地域支援に関する講義	
障害児者の地域生活支援	1. 5h
相談支援における権利擁護と虐待防止	1. 5h
協議会の役割と活用	3h
4 ケアマネジメントプロセスに関する演習	
実習ガイダンス	1h
演習Ⅰ	3h
演習Ⅱ	4h
演習のまとめ	3h
合計	31. 5h

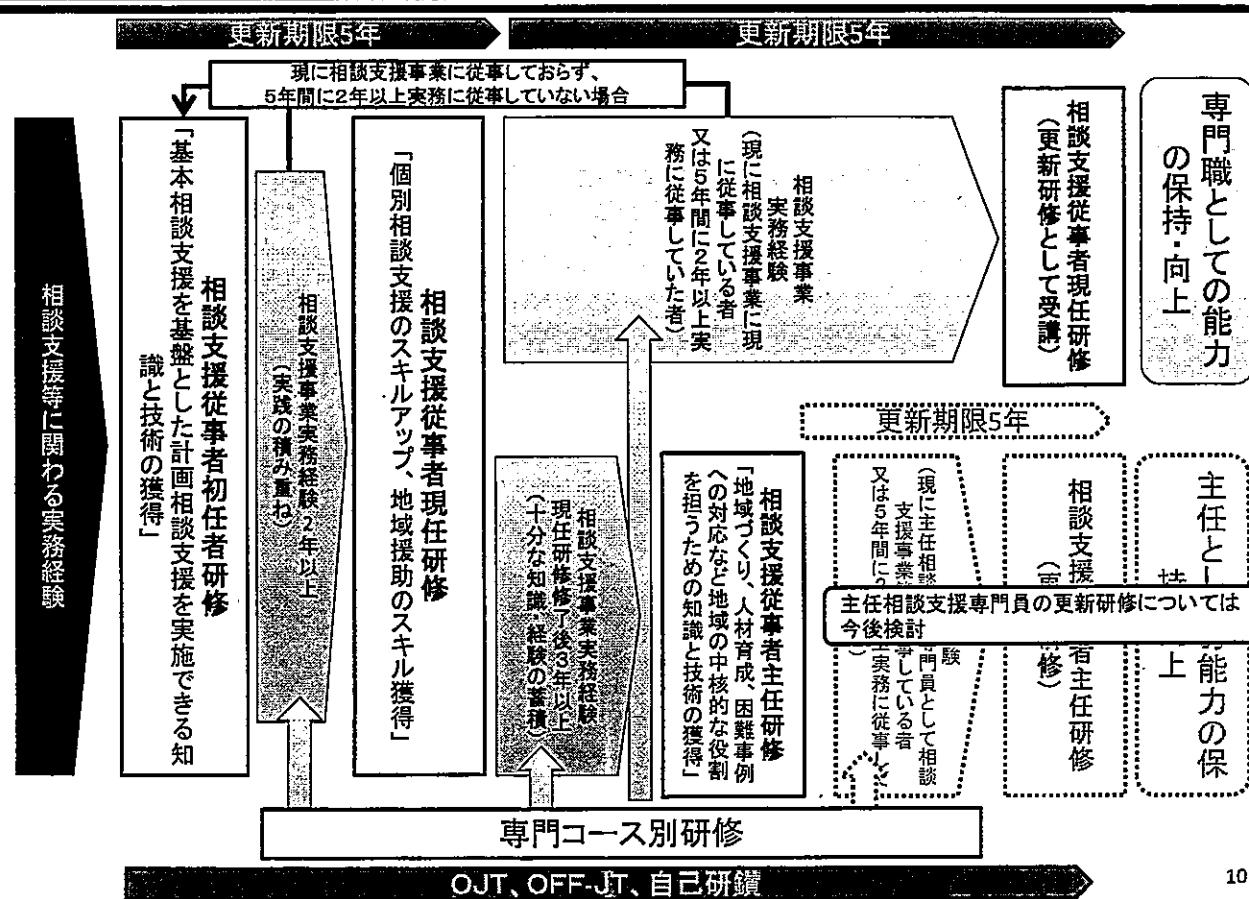
※在宅の事例を1事例選定し、ケアマネジメントプロセスを課外実習する。

1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	
相談支援(障害児者支援)の目的	1. 5h
相談支援の基本視点(障害児者支援の基本視点)	2. 5h
相談支援に必要な技術	1h
2 障害者総合支援法及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	
障害者総合支援法及び児童福祉法、その他関連する法律等に関する理解	1. 5h
障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本	1. 5h
3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	
相談支援におけるケアマネジメントの概要	1. 5h
相談支援における地域への視点	1. 5h
4 ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	
相談支援の実際(ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解)	12h
実習ガイダンス	1h
実践研究	16h
研修全体の振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	2. 5h
5 相談支援の基礎技術に関する実習	
相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習1	—
相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習2	—
地域資源に関する情報収集	—

相談支援従事者現任研修標準カリキュラムの改定

現行	時間数	見直し後(案)	時間数
1 講義		1 障害福祉の動向に関する講義	
障害福祉の動向について	1h	障害者総合支援法及び児童福祉法等の現状	1.5h
地域生活支援事業について	1h	2 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	
相談支援の基本姿勢及びプロセスについて	2h	本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニケーション・ソーシャルワーカーの理論と方法	3h
協議会について	2h		
2 障害者ケアマネジメントに関する演習		3 人材育成の手法に関する講義	
障害者ケアマネジメントの実践(演習)	6h	事例研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法	1.5h
スーパーバイズ	6h	4 相談援助に関する講義及び演習	
合計	18h	個別相談支援とケアマネジメント	6h
		相談支援に求められるチームアプローチ(多職種連携)	6h
		地域をつくる相談支援(コミュニティソーシャルワークの実践)	6h
		合計	24h

相談支援専門員の養成の全体像(案)



見直しのスケジュール

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
初任者研修		都道府県による旧カリキュラム の研修実施		都道府県による新カリキュラム の研修開始
現任研修		・カリキュラムの 告示改正 ・新カリキュラム の内容等に ついて周知		
主任相談支援 専門員研修		都道府県による旧カリキュラム の研修実施	都道府県による新カリキュラム の研修開始	国による研修の実施 準備が整い次第、 都道府県による研修を順次実施



参考③

事務連絡

平成 30 年 10 月 26 日

各都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」等の
改正延期について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
今年度において改正を実施し、平成 31 年 4 月から施行を予定しておりました

- ・ 「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
(平成 24 年厚生労働省告示 226 号)
- ・ 「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
(平成 24 年厚生労働省告示 227 号)
- ・ 「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
(平成 24 年厚生労働省告示 225 号)

につきまして、第 91 回社会保障審議会障害者部会における議論を踏まえ、告示の改正を延期し、
新たな告示に基づき都道府県等が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期
については 2020 年度以降とすることとなりました。

※障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成 18 年 4 月 21 日 障発
0421001 号) についても同様。

今後につきましては、各種別の障害当事者等、相談支援専門員、学識経験者等による検討会を実
施し、必要に応じた修正等を行い、改正する予定です。

なお、サービス管理責任者並びに児童発達支援管理責任者に関する厚生労働省告示及び障害保健
福祉部長通知については、予定通り今年度において改正し平成 31 年 4 月に施行する予定です。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

地域生活支援推進室 相談支援係

TEL : 03-5253-1111 (内 3149, 3043)

FAX : 03-3502-0814

資料 3

報告

平成 29 年度障害者虐待の状況について

平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）障害者虐待の状況について

1 相談・通報・受付等件数 及び 虐待認定件数

単位：件

	相談・通報・受付等件数	虐待認定件数
養護者	53 (57)	20 (22)
施設従事者等	41 (40)	12 (3)
使用者	6 (10)	
合 計	100 (107)	32 (25)

※使用者に係る認定については三重労働局が対応

() 内の数値は、平成28年度の件数

2 養護者による虐待の種別

単位：件

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待	合 計
13 (13)	0 (1)	8 (2)	3 (2)	5 (7)	29 (25)

数字については、重複あり

() 内の数値は、平成28年度の件数

3 養護者による虐待で虐待を受けた人の障がい種別

単位：人

身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病等	合 計
3 (3)	13 (14)	4 (4)	0 (1)	1 (7)	21 (29)

数字については、重複あり

() 内の数値は、平成28年度の人数

4 養護者による虐待で虐待を受けた人の性別

単位：人

男	女	合 計
8 (9)	12 (13)	20 (22)

() 内の数値は、平成28年度の人数

5 養護者による虐待で虐待を受けた人の年齢

単位：人

10歳～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 69歳	合 計
4 (1)	4 (7)	4 (4)	3 (4)	3 (5)	2 (1)	20 (22)

() 内の数値は、平成28年度の人数

6 施設従事者等による虐待のあった事業所等の種別

単位：件

障害者支援施設	生活介護	就労継続支援B型	共同生活援助	療養介護	放課後等デイサービス	合 計
4 (1)	1 (0)	1 (0)	3 (1)	1 (0)	2 (1)	12 (3)

() 内の数値は、平成28年度の件数

7 施設従事者等による虐待で虐待を行った人の職種

単位：人

管理者	サービス管理 責任者・児童 発達支援管理 責任者	生活支援員	指導員	看護職員	その他の職員	合 計
2 (0)	0 (1)	6 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	12 (3)

虐待を行った職員が複数の場合あり

() 内の数値は、平成28年度の人数

8 施設従事者等による虐待の種別

単位：件

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待	合 計
10 (3)	1 (1)	9 (2)	0 (0)	0 (0)	20 (6)

数字については、重複あり

() 内の数値は、平成28年度の件数

9 施設従事者等による虐待で虐待を受けた障がいの種別

単位：人

身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病等	合 計
9 (0)	27 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	37 (4)

数字については、重複あり

() 内の数値は、平成28年度の人数

10 施設従事者等による虐待で虐待を受けた人の性別

単位：人

男	女	合 計
18 (2)	10 (1)	28 (3)

() 内の数値は、平成28年度の人数

11 施設従事者等による虐待で虐待を受けた人の年齢

単位：人

10歳～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 69歳	合 計
3 (1)	8 (2)	8 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	28 (3)

() 内の数値は、平成28年度の人数

12 虐待に対して採った措置

単位：件

報告微収	指 導	対応中	合 計
12 (3)	12 (3)	9 (0)	33 (6)

数字については、重複あり

() 内の数値は、平成28年度の件数

資料 4

議題

精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会

の取組状況及び要望について

三重県障害者自立支援協議会への報告
(精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会)

平成31年2月15日

1 開催状況

第1回 平成30年7月13日(金) 13:30~16:00

場所:三重県津庁舎第64会議室

第2回 平成31年1月21日(月) 13:30~16:00

場所:三重県津庁舎第64会議室

2 委員構成

- ・ 障がい者総合相談支援センターそういん 江浪 恵志 氏
- ・ 障害者相談支援センターソシオ 下方 宏明 氏
- ・ 障害者総合相談支援センターあい 南川 久美子 氏
- ・ 津市障がい者相談支援センター 三栗 陽子 氏
- ・ 相談支援事業所こだま 小林 俊子氏
- ・ 志摩市障がい者相談支援センターこだま 松村 裕子 氏
- ・ 伊賀市障害者相談支援センター 溝端 輝広 氏
- ・ 名張市障害福祉室基幹相談支援センター 辻本 美和 氏
- ・ 紀北地域障がい者総合相談支援センター結 東地 正幸 氏
- ・ 紀南圏域障がい者総合相談支援センターあしすと 宇井 広知 氏
- ・ 田中宏行社会福祉士事務所 田中 宏幸 氏

3 検討経緯

本連絡会では「精神障がい者の地域移行・地域定着の推進」について検討を行っています。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の概念が厚生労働省より提示されましたが、その中で、精神障がい者の地域移行・地域定着支援として、支援の現場で求められているものは何か、効果的な方策は何か、等の検討を行いました。

4 検討結果

障がいを抱える方が、地域で安定した生活を送るために、ホームヘルプサービスの活用が最も有効と思われます。そこで、精神科病院や施設に入院・入所中の方が、退院・退所直後からスムーズにヘルパーの活用ができるよう、「入院・入所中にヘルパーの体験利用ができる仕組み」が必要ではないか、と

いう結果に至りました。

5 入院・入所中のヘルパ一体験利用実施で想定される効果

- ① 本人（家族）が地域生活で実際に利用する社会資源（ヘルパー）を入院・入所中に体験することで、地域生活のイメージ化や安心感に繋がります。
- ② 地域生活へ移行した後、主として本人の生活を支えるヘルパーの存在を、不安を抱える地域住民に事前に知つてもらうことで、障がいの理解や地域への啓発に繋がります。
- ③ ヘルパーの体験利用の導入により、入院・入所中に本人とヘルパーとのマッチングが可能になります。また、地域生活への移行後に必要な支援の見極めも可能になります。
- ④ ヘルパーの体験利用の導入により、「地域移行支援」の利用拡大が見込まれます。また支援者が、退院・退所（地域移行）を働きかける「きっかけ」として活用することも考えられます。

6 本会への提案

現行の障害者総合支援法では、精神科病院入院中（施設入所中）の方へのヘルパーの（体験）利用はできません。（報酬算定できないため）

そこで本連絡会では、入院・入所中の障がい者が退院・退所後に必要な社会資源を体験利用できるようにして、地域での生活をイメージしやすくし、「（退院・退所の）意識のハードルを下げるここと」を目指す取り組みとして、「入院・入所中のヘルパ一体験利用」の導入を提案します。

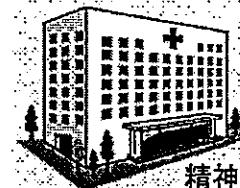
※別添ポンチ図参照。

「新たな社会資源の開発～入院・入所中の体験利用の拡大～」

現状



施設



精神科病院

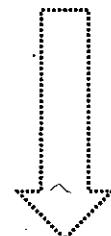
入院・入所中の体験利用



グループホーム



就労事業所



退院後



グループホーム



自宅

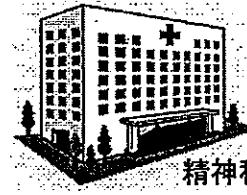


アパート

地域での取り組み



施設



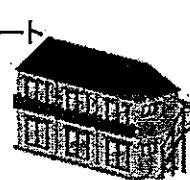
精神科病院

入院・入所中の体験利用

追加

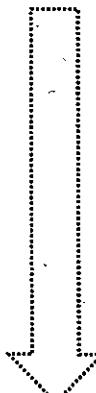


自宅



アパート

ヘルパーを利用して外出・外泊体験



※ 本人(家族)が自宅・アパートでの地域生活をイメージできる機会を創出

退院後



自宅

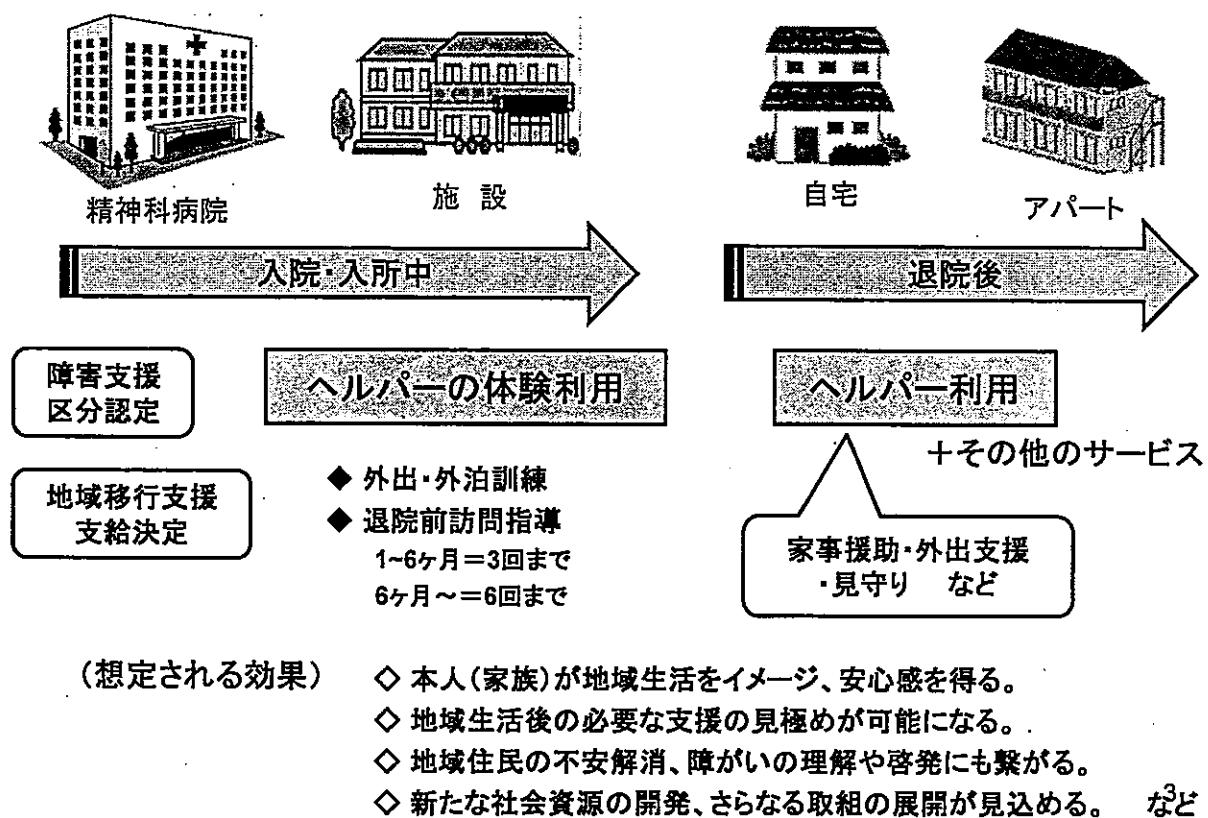
アパート



※ 自宅・アパートへの
退院・退所を基本と
する。

2

入院・入所中のヘルパ一体験利用 イメージ図



資料 5

議題

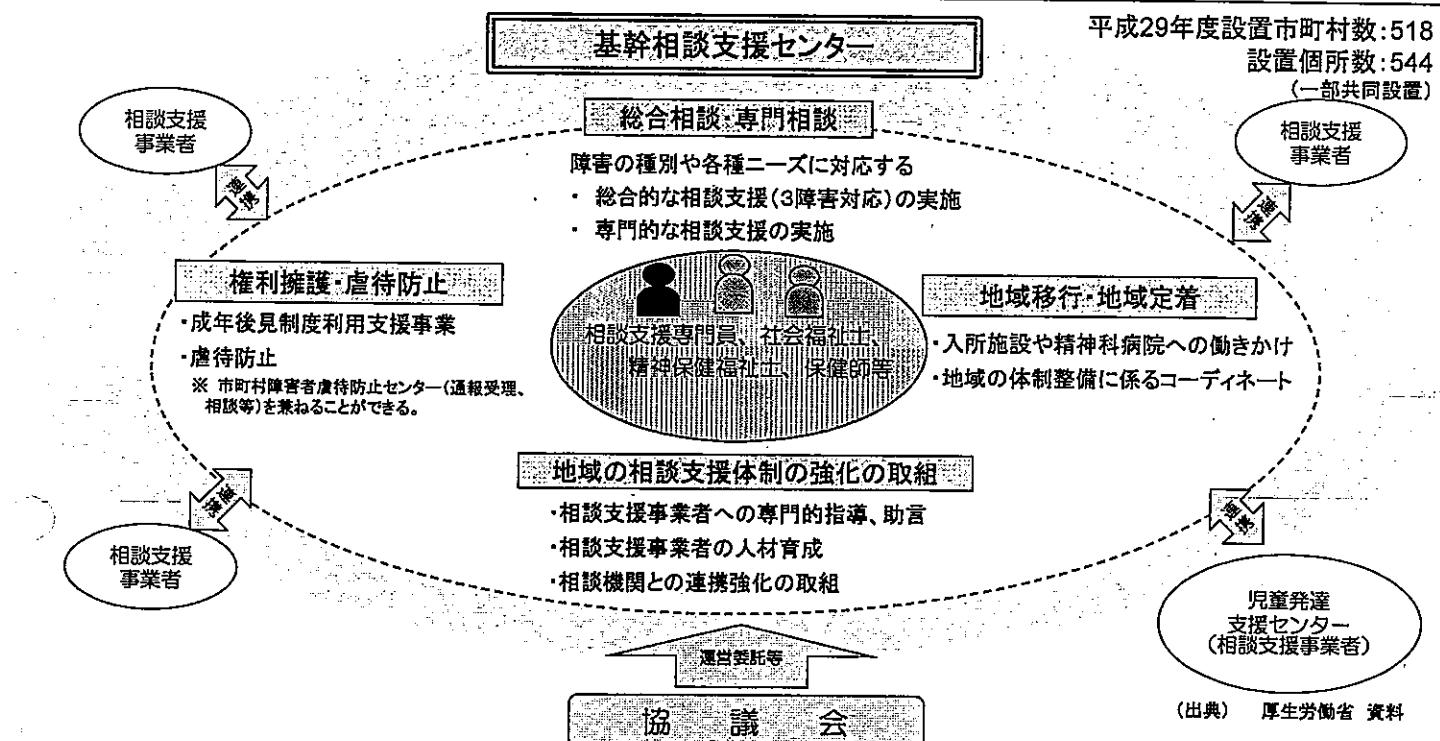
地域の相談支援体制の課題と対応について

～利用者視点の相談支援体制を構築するために～

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

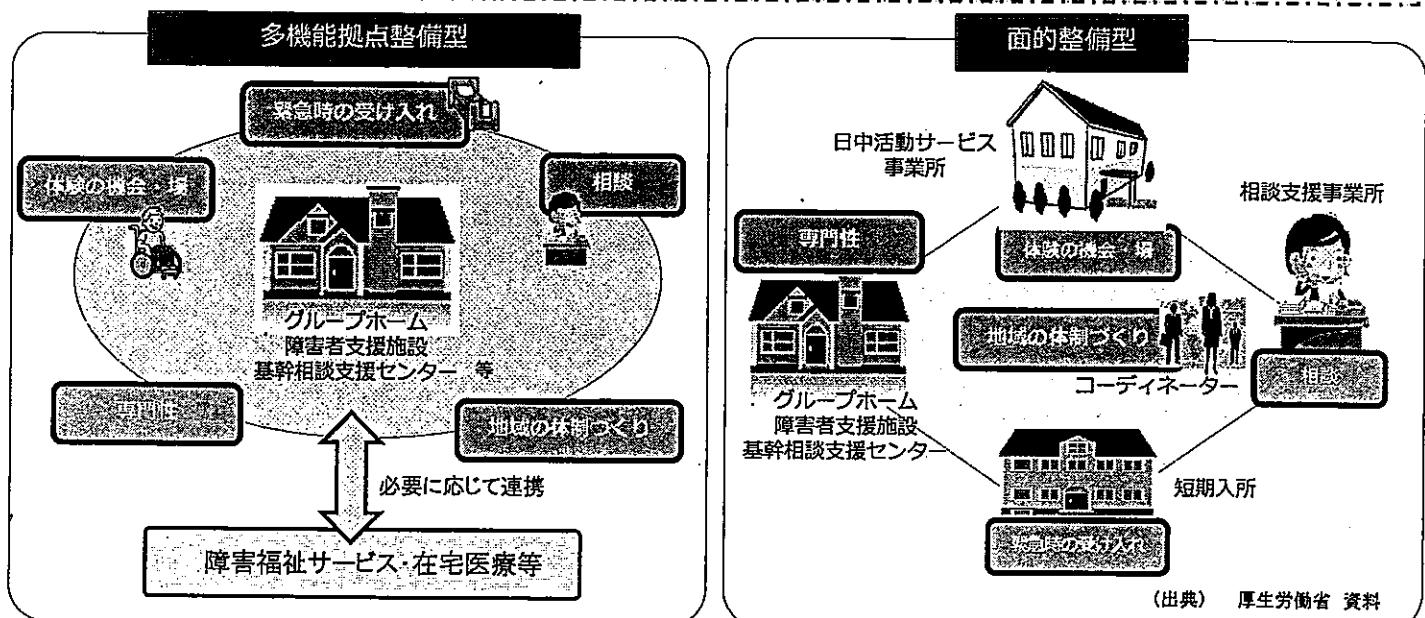


地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

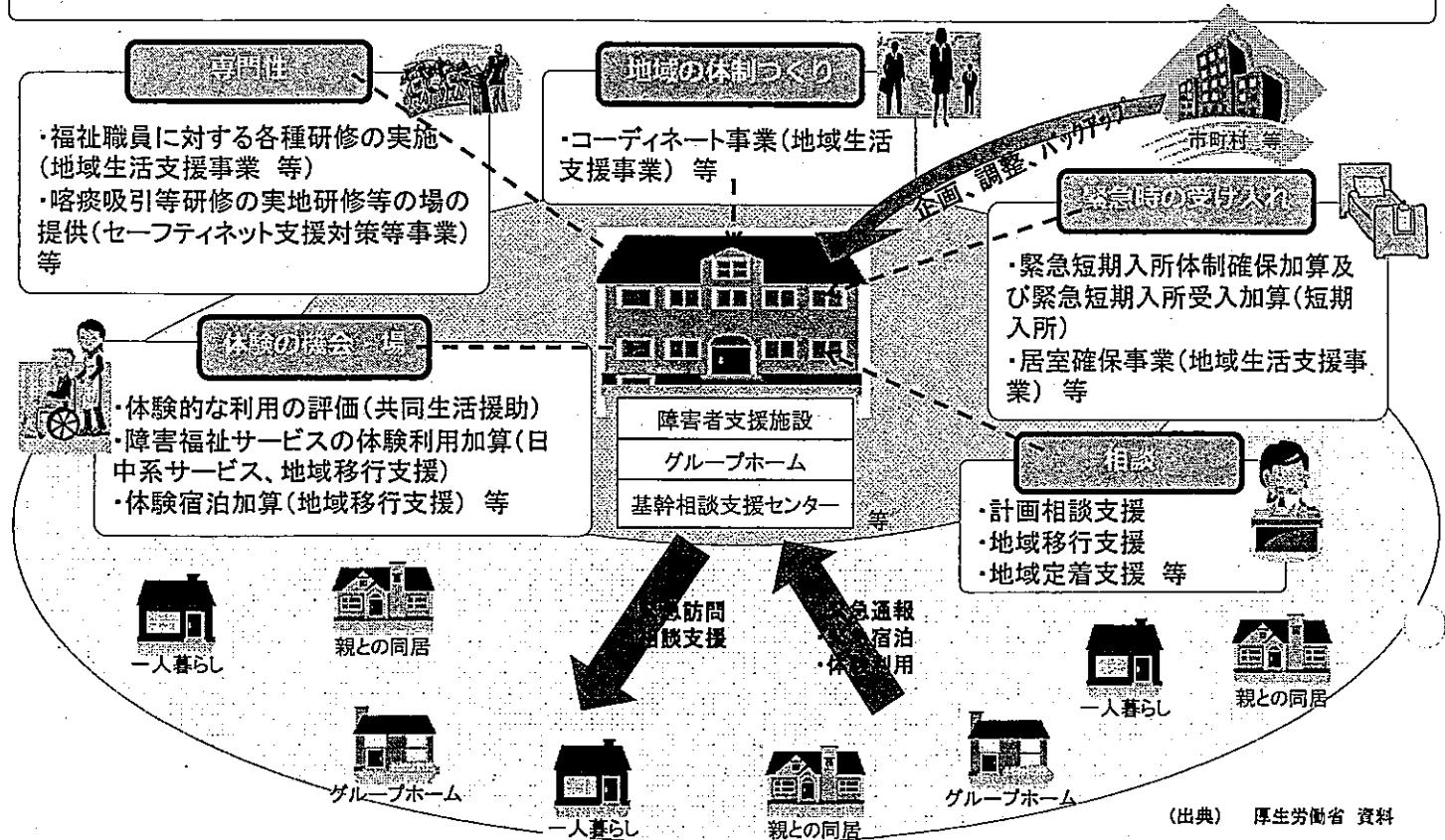
◆ 地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



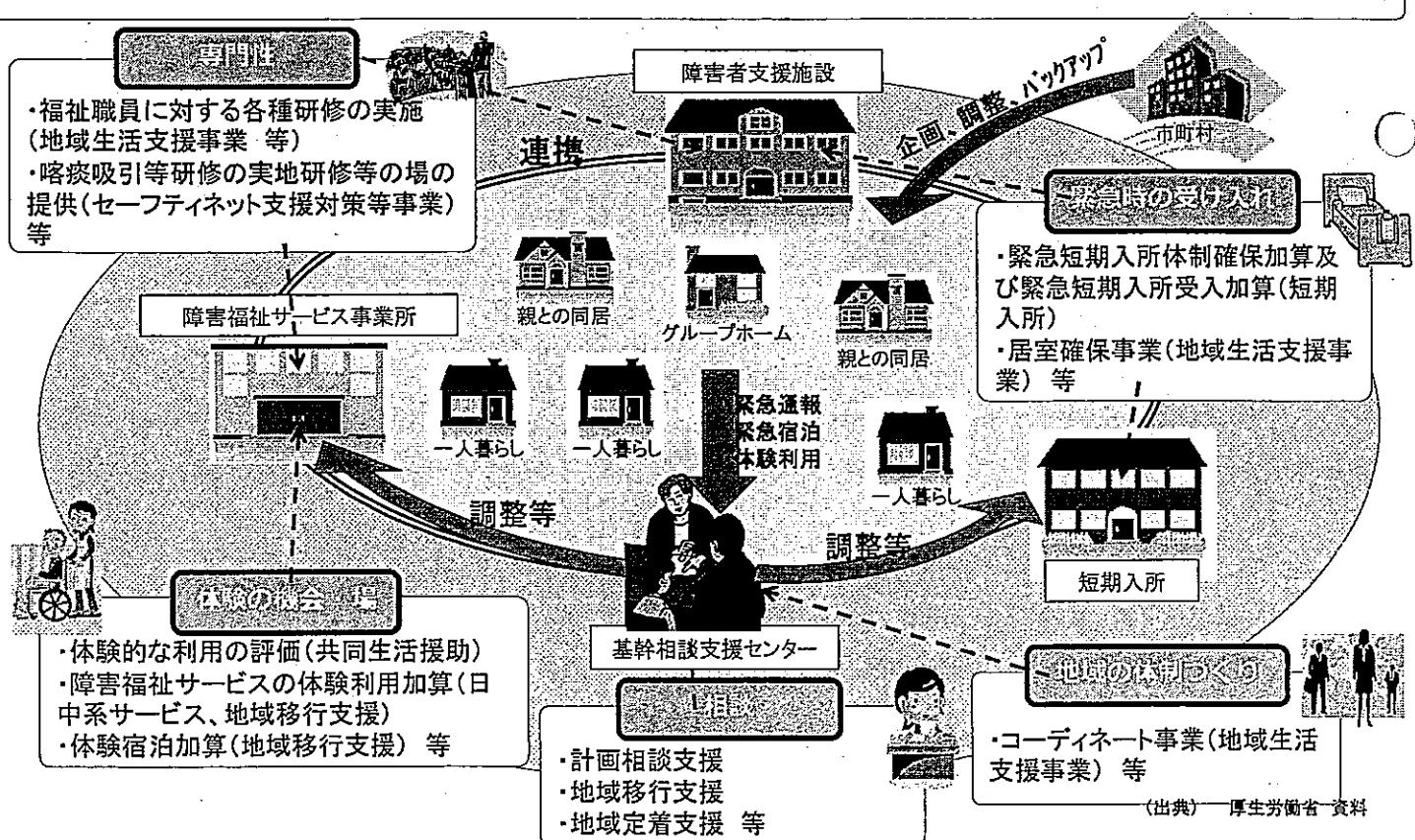
地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

パターン①：居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について

平成28年8月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡

- 平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業(9自治体において実施)の成果を踏まえ、地域生活支援拠点等を整備する上で必要不可欠な観点、留意すべき点等をまとめましたので、参考としていただき、地域の実情に応じた積極的な体制整備をお願いします。(※ 地域の実情により必ずしも全ての事項を網羅する必要はありません。)
- 各自治体における取組の具体例を別紙にお示しますので、併せて参照ください。

1 協議会等の活用

- 協議会等を十分に活用し、どのような支援の拠点等を整備するかの整備方針を検討することが重要です。

【ポイント】

- (1) 地域の実情に応じたニーズを把握し、課題を共有する。
- (2) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング、調査等の方法を検討する。
- (3) 関係機関等の連携・緊密化を図るため、事業所間・職種間の信頼関係構築の手法を検討する。

【必要な視点】

- 地域生活支援拠点等が担う必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)の5つの必要な機能をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

2 関係者への研修・説明会の開催

- 整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要です。

【ポイント】

- (1) 利用者・家族を取り巻く専門職や地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行いながら、解決策の提案を受ける。
- (2) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

【必要な視点】

- 障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

3 地域生活支援拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

- 拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

【ポイント】

- (1) 多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- (2) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、隨時見直しを行い、拠点としての機能の充実・発展を図る。

【必要な視点】

- 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。